

平成19年第2回稲城市教育委員会定例会

1 平成19年2月13日午前10時00分から、稲城市中央文化センター4階集会室において、平成19年第2回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
浅水 博
稲垣 弘子
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

| | |
|-----------------|-------|
| 教育部長 | 高野 誠三 |
| 指導室長 | 石鍋 浩 |
| 指導主事 | 大場 一輝 |
| 指導主事 | 今田 敏弘 |
| 学校給食 共同調理場所長 | 吉井 四郎 |
| 生涯学習課長 | 西山 誠 |
| 体育課長 | 岡本 育大 |
| 文化センター課長 | 真藤 隆之 |
| 図書館副参事 | 川廷千代子 |

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

| | |
|-----------|-------|
| 学校教育課長 | 柳川 茂夫 |
| 学校教育課庶務係長 | 小川由紀夫 |
| 学校教育課庶務係 | 古川 広美 |
| 学校教育課庶務係 | 伊藤まどか |

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2「会期の決定」
- (3) 日程第3「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第2号議案
「平成19年度稲城市教育委員会の教育目標について」
- (5) 日程第5 第3号議案
「平成19年度稲城市公立学校管理職(校長・副校長)の人事について」
- (6) 日程第6「報告事項」

委員長 　ただ今から、平成19年第2回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。
御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、本日の会議録署名委員は、浅水委員にお願いいたします。
次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 　御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日と決しました。
次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。
日程第3.「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長 〔行政報告〕

学校教育課

1. 第4次稲城市心身障害教育就学相談について
2. 複合施設ふれんど平尾運営協議会の開催について
3. 複合施設ふれんど平尾利用状況について

指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 学校訪問について
5. 教育研究奨励事業について
6. その他について
7. 教育相談所関係について
8. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

1. 平成18年度第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
2. 給食主任会の開催について
3. 施設見学について
4. 地場産物の活用について

生涯学習課

1. 青少年委員関係について
2. ふれあいの森関係について
3. 青少年育成地区委員会関係について
4. 芸術文化活動の振興について
5. 社会教育活動の振興について
6. 新文化センター建設事業について
7. 学校施設コミュニティ開放事業について
8. 成人式関係について
9. 文化財の保護と普及について
10. 生涯学習推進事業について

体育課

1. 体育指導委員協議会定例会について
2. 主催事業の実施について
3. Iのまちいなぎ市民際関連事項
4. 東京ヴェルディ1969関連事項について
5. 体育関係団体他の事業について
6. 有料施設の利用状況について
7. スポーツ教室参加状況(連盟委託教室)について

文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館主催事業の実施状況について
4. 利用統計について

図書館

1. 第6回図書館協議会について
2. 開館記念講演会について
3. 中央図書館行事について
4. 城山体験学習館展示コーナーについて
5. いなぎ子ども体験塾について
6. 平成18年1月図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4.第2号議案「平成19年度稲城市教育委員会の教育目標について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成19年度稲城市教育委員会の教育目標を決定する必要があるため、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、指導室長より説明いたします。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 それでは、平成19年度稲城市教育委員会の教育目標の内容について、ご説明を申し上げます。

まず、内容に入ります前に、教育目標を設定する上での流れをご説明いたしますが、本来であれば東京都が教育目標を設定いたしまして、それを受けて稲城市の教育委員会の教育目標も、それをすべて受けるわけではございませんけれども、それを参考にしながら立てていく、というように今までもさせていただいております。

ただ、例年のことなのですが、今年度もまだ、東京都から教育目標が出ておりません。

そういったことで、本市におきまして、昨年度の目標をベースにしながら、世の中の情勢等かんがみ、内容を幾つか変更させていただいて、本日提案をさせていただきたい。そのことをまず申し上げたいと思います。

それでは、お手元の資料ですが、まず1枚目に、稲城市教育委員会の教育目標というページがございます。ここをご審議いただくことが、まず必要になってくると思いますが、点線の中が教育目標でございます。それで、点線の上の文はすべてリード文になっておりまして、教育とはどのような目的があるのか、そして、教育を通してどのような力を育てていこうとするのか。そして、教育委員会として、教育目標を設定するのだというようなリード文の構成になっております。

点線内の教育目標につきましては、昨年度までの教育目標を変更するものではございません。これは基本的には普遍的なものと考えておりますので、今回、昨年度と同じ形で、提案をさせていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきますと、その教育目標を達成するために、どのような基本方針を立てていくのかということで、4本の基本方針と、最後に教育活動の三つの柱というものをつけさせていただいて、基本方針を構成させていただいております。

基本方針の1につきましては、人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成ということを中心に、その中を細かく考えさせていただいております。細かいところは、後ほど申し上げます。基本方針の2の部分は、豊かな個性と創造力の伸長というような基本方針のもとに、細かなものを入れさせていただいております。そして、3番目が生涯学習と文化・スポーツの振興、そして4番目が学校経営の改革と市民の教育参画の推進という形に流れていくわけでございます。

それでは、また戻っていただきまして、基本方針の1のページへお戻りください。

昨年度までと変更させていただいたところを中心に説明を申し上げます。

基本方針の1の、ずっと下においていただいて、一番最後の行、(4)番、アンダーラインを引かせていただいておりますが、教育相談機能を高めるよう努め

るというような文言にさせていただいております。

昨年度は、教育相談機能を推進するという文言でございましたが、さらに一歩進めて、高めるように努めるという文言にさせていただいたところでもあります。

理由は、ご承知のように、昨年、全国的にいじめの問題、また、ここ数年来不登校の問題等、これは全国、全都的な課題となっております。本市におきましても、教育相談所の整備、充実を図ることなどを通して、教育相談機能を存分に発揮をして、子どもたちのためにというふうに考えているわけですが、その部分をさらに高めていきたいという意図から、このような、ただ進める、推進するというわけではなくて、高めるように努めるという言葉に変えさせていただいたということでございます。これが1点であります。

次に、基本方針の2、次のページにお進みください。

まず、四角枠の下の(1)番の3行目、2行目後半から読ませていただきますが、「授業改善推進プラン」を作成・実施・検証・改善していく授業改善サイクルを充実する。また、」その後にアンダーラインがあります、「中学校ブロックごとにおける9年間の小中連携カリキュラムや少人数指導、理解や習熟の程度に応じた」云々となりますが、このアンダーラインにつきましては、昨年度なかったものを挿入させていただきました。

今年度の稲教研の一つの目玉にもなりましたけれども、9年間の小中連携したカリキュラムというのを作成をしてもらって、完成を見ております。それを来年度は中学校ブロックごとに、ぜひとも具体化して、生かしていただきたいという意図のもとから、この文言を挿入をさせていただいたということになっております。

次に、同じページでございますが、真ん中よりちょっと下、(4)番、2行目、アンダーライン「特別支援学級等を整備するとともに、」と書いております。これは、今年度は「心身障害学級等を整備するとともに」という文言でした。これは、来年度から名称が、法の改正に従いまして変わるということで、「心身障害学級」という言葉が「特別支援学級」に改まりますので、そのような文言に変えさせていただいたということでございます。

続きまして、次のページ、基本方針の3に移らせていただきます。

3の(2)番、「新文化センターの早期建設に向けて取り組み、中央図書館をはじめとする既存の施設については、」云々ということになっております。今年度は、中央図書館が開館するということでしたので、「中央図書館の開館や」というのが文の一番頭にごございました。ですが、もう開館をしましたので、それを削除させていただいて「中央図書館をはじめとする既存の施設」ということで、ここに文言として挿入をさせていただいた。今年度の新図書館ができたということとをここに組み込んだということでございます。

それでは、次の基本方針の4のページに移らせていただきます。

4のページは真ん中辺に(5)番がございますが、「学校経営への信頼度をより高めるため、学校に関するアドボカシー制度との連携を深め、保護者・市民の要望に応えるように努める」。今年度は、「アドボカシー制度を導入し」という

言葉でございました。ただ、導入はもう政策室の方で済んでおりますので、その言葉を「連携を深め」という形に、政策室のアドボカシー制度と連携を深めるといふ文言に変えさせていただいたところでもあります。

最後に、「教育活動の三つの柱」の部分の二重線囲みの何年目というのが当然1年進みますので、1年プラスをして、それぞれ17年目、13年目、11年目と改めさせていただいたところがございます。

先ほども申しましたが、東京都の教育目標との絡みもでございます。その辺も含めましてご審議をお願いできればと思っております。

よろしく願いいたします。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

浅水委員。

浅水委員 改めてお伺いをしますが、この教育目標は、だれを対象としたメッセージなのでしょうか。

委員長 指導室長、お願いします。

指導室長 まず一つは、子どもを対象としたというのは、当然、教育目標ですからございます。あとは、稲城の市民、子どもがいればその保護者、そして学校に対するメッセージも含まれているということになります。

委員長 他に、よろしいですか。

はい、稲垣委員。

稲垣委員 基本方針2のところなのですが、その文章の一番下のところに「国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。」という文言がありますけれども、今、グローバル社会で、他国籍の児童も入学しております、在籍しております。その時に、「日本人を育成する」と限定してよろしいのかなということを疑問に思いましたのですけれども。その辺はどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 まず、私たちが特にかかわる義務教育を例に挙げさせていただきますと、学習指導要領も含め、基本的には日本の学校であるので「日本人を育成する」という文言が含まれておるのです。

ですから、こういった目標には「日本人を育成する」というような表現になるのは学習指導要領等から考えますと当然かと思いますが、ただ、この中には、今、

委員さんをご指摘のように、国際化が進んでいる現状を考えると、これは、他の国から、他の地域からの子どもたちを例にとれば、その子どもたちに対する指導も当然広げて含めていかなければならないと考えております。

ただ、文言としましては、今申しあげたような理由から「日本人」という言葉を入れさせていただいているということでもあります。

委員長 よろしいですか。
では、稲垣委員。

稲垣委員 今まではずっと、ほとんどが日本人であったというようなことから、日本人を育成する教育という形で進めてこられたと思うのですが、これからは非常に他国籍のお子さんたちも多くなってまいりますので、その辺をもう一度、ご検討いただけたらと思います。

委員長 教育長。

教育長 今の件につきましては、東京都の方からのまた方針も示されますので、それと文言を合わせさせていただくこともあるかもしれませんので、よろしくお願いたします。

委員長 よろしくお願ひします。
浅水委員。

浅水委員 先ほど、ご回答いただいた件で、市民がこういうことに努めなければならないというメッセージとして送っているような、例えば市民憲章のような言い方だとすると、この文章は適切ではないですね。文章が、我々はやるのだというような宣言になっているのです。

例えば、教育目標のうち、基本方針の1番としても「交流活動などを充実する。」というふうに言っているので、だれがというのを頭につけて、学校がやるのか、市民がやるのか、教育委員会がやるのか、余りその辺がはっきりしていないというように思います。

また、市民に何らかのことを求めるのであれば、例えば市民がやるべき義務、何をするべきなのかというものを、具体的なメッセージが家庭教育、例えば、基本方針の1のところの(2)のあたりでも、「家庭や地域と連携して社会体験や自然体験等を積極的に推進する。」と書いていますけれども、家庭は何をすればいいのでしょうか、というようなところが、具体的メッセージとして、保護者に届かないというような感じがします。

そのところを全般的に、誰が誰に物を言うのか、という言葉を含めて見ていただくと、より具体的に稲城市の教育目標が市民一人一人につながり、前々から教育委員会で行っている家庭教育の充実、家庭が基盤だということで、何が家庭

でやらなければいけないのか、市民は何をするべきなのか、これは、どうもあなたが必ず教育目標というのは学校がやるべき義務みたいな形で問われがちなのですが、先ほど指導室長のお話では、すべてのの方々に対するメッセージということですから、そういったことを踏まえて、もう少しわかりやすい、より具体的な内容が書いてあるといいのかなというようなことを意見としてお伝えします。

質問はその後でよろしいでしょうか。

委員長 はい、浅水委員、お願いします。

浅水委員 教育目標の基本方針1番のところの人権の問題なのですが、これは前々からいろいろ言っているのですが、例えば のところで、人権というのは、やはり差別をなくすということも非常に大事なのですが、人権侵害、人のことを大切にしないことがいじめの発端であるということなどを常々思っておりまして、(1) のように、何らかの状況を抱えた方々を大切にするとするのはもっともなことなのですが、例えば「相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、」というのは非常にあいまいで、もう少し、他人に優しくとか、いじめをやめるとか、そういう具体的権利というのは、主張する者にある義務が伴うものだということが言いたいのでしょうかけれども、人権というのは、人の権利を尊重することによって、自分の権利が守られるということ、きちっと訴えていただき、今あるいじめの問題だとかを含めて、この辺できちっとした教育というのを浸透させるようなことをメッセージとして伝えたいし、子どもたちがそういう認識を持つような言葉に変えていただきたいというようにここは思っています。これは意見です。

いかがでしょうか。

委員長 ありがとうございます。

指導室長。

指導室長 今、おっしゃられたことはよくわかります。ただ、もう一回、考え方をご説明申し上げますと、人権教育を推進する上での考え方の一つとしては(1)のにお示したような、例えば東京都の人権教育推進指針等に挙げられている人権課題というものが、一つあります。

課題ごとに、子どもたちを例にとれば、子どもたちに理解をしてもらい、そこで人権意識を身につけさせていくという考え方が、そういうアプローチが一つ。もう一つは、(2)に示させていただいたように、つまり、人のことを大切にするとか思いやりの心を持つとか、豊かな心を養っていくという、いわゆる生活全般の中で見ていく、その中で心を育てていく、それによって人権教育を推進するという二つのアプローチがあるとされておりまして。

その辺をご理解いただいて、(1)番は人権課題に直接向き合うと。(2)は、日常生活などを通して子どもの心を育てることによって、いじめ等をなくして

いくのだと。そのように考えていただけると、ありがたいなと思っています。そのようなつもりで、つくらせていただいたところです。

委員長 浅水委員。

浅水委員 内容の主旨はわかるのですが、(2)の中に、人権という言葉は出てこないのです。これが人権教育だということは、大きな意味で「人権尊重の精神と社会貢献の精神」というのがこの欄だと思えるのですが、基本方針の二つ目の育成というのがあるのですが、人権の尊重というのが(1)であって、(2)というの、社会貢献の精神ということですか。

要するに、人権という言葉が誤解している子どもたちがいて、自分の権利を守るものだということのように主張する子どもがいるのですが、人権侵害だ、人権侵害だと子どもたちが冗談でも言っておるのですけれども、その辺を少し、危惧しての発言です。

ですから、社会貢献で、豊かな心を育てるとかといったところで、間接的に人権を学ぶということはわかるのですが、ただ、それが、具体的に本当にそれで伝わるのでしょうかというところを危惧してしまっていて、言葉のひとり歩きということが怖いということなんです。

理念としてはわかりますけれども。

委員長 指導室長。

指導室長 誤解をされるということであれば、また、委員の皆様のご意見等を頂戴しながら、考えていく必要があるのだと思うのですが、(2)番は、社会貢献に限ったことではございませんで、(2)番も、これは人権尊重の精神を育成することも含めた基本方針として設定をさせていただいているところであります。

委員長 浅水委員。

浅水委員 おっしゃっていることはよくわかりますが、読む側がどう読むかということをよく考えていただきたいということです。読む側がそれをどう理解してどう説明するか。

教壇に立った先生たちが、これを読まれて、それぞれの方々がやられるということになりますので、その辺を踏まえてどういうメッセージを送っていくかというところがポイントだと思っていますので、その辺を踏まえて。

今すぐ変えるというのはなかなか難しいのですけれども、人権の問題とかいじめの問題とか、非常に大切なことなので、しっかり皆さんで議論をしてやっていきたいなと思います。

委員長 はい、お願いします、教育長。

教育長 ただいまの浅水委員長職務代理からいただいているご意見につきましては、先ほど、まず、この教育委員会の教育目標が、誰を対象としているのかというところに、やはり基本的なところがあるかと思っております。そういった意味では、1ページ目の点線の中で、「なお、教育とは家庭を基盤とし、家庭、学校及び地域それぞれの役割と責任を果たして、連携して行わなければならないものである」というところで謳っておりますので、この後、一度そういう視点をすべての基本方針の位置に置き、このことが、どういうふうに読み手に受け留められるかということをやってみることが、大切であるというように理解をしたのでございますが、その点、浅水職務代理者、いかがでしょうか。

浅水委員 結構でございます。

やはり、前回のときにも議論があったのですが、このメッセージを紙としてつくっているのではなくて、我々がきちんとメッセージとして、教育現場や市民の皆さんに伝えていくことによって、稲城市の義務教育行政だけでなく、体育教育、生涯学習、図書館や文化センター含めて、さまざまな教育という立場で、この教育目標を含めて、市民がどのようにしていくかというところのメッセージというふうに、これを僕はとらえたいと思っておりますので、やはりわかりやすい、伝わりやすい、理解しやすいというようなことを含めて、継続的に考えていきたいと思っております。

今、教育長におっしゃっていただいた内容で結構でございますので、継続的によろしく願います。

委員長 はい、よろしいですか。

他に。

教育長。

教育長 いずれにいたしましても、この教育委員会が所管しているというのは、学校教育と社会教育、それから生涯教育学習にかけての部分すべて網羅してしまうために、確かにこの目標の作り方というのは、非常に難しさがございます。

そして、同時に東京都とも整合性を図っていかなければいけないという課題もあるものですから、その辺が、確かにおっしゃるとおり、読み手ということも含め、やはり平成19年の、新しいメッセージの出し方としては、大事な視点だと思いますので、また、その辺を精査させていただくということで、取り組んでいきたいと思っております。

浅水委員 よろしく願います。

委員長 他に。 教育長。

教育長 教育活動の三つの柱のところなのですが、今までは、三つの柱だけが前に出て

きておりましたのですが、今、現在は、エデュケーションプログラムの方でかなり具体に行っております。

特に平成19年度では、基礎と基本の徹底、本物との出会い、連携ということ 키워ードとして、出すことになっておりますので、そのあたりを、若干文言の中で盛り込む形をとりたいというように思います。

この辺も継続審議の中で、取り組んでみたいと考えておりますのでよろしくお願いいいたします。

委員長 わかりました。
他には。
どうぞ、稲垣委員。

稲垣委員 今回の、教育活動の三つの柱のところ、昨年度も少し申し上げたのですけれども、もちろん学校教育が一番大事なのですが、学校教育が中心になり過ぎているかなという感がありまして、「社会教育も視野にいれた教育活動」とここにも書いてありますけれども、全般の人にも伝わる、市民全体に伝わる言葉ということも、もう少し、ここで考えていただけたらと思いますので、その辺もよろしくお願いいいたします。

委員長 よろしいですか。
教育長。

教育長 実は、この教育活動の三つの柱というのは、もともと、基本的には学校教育の方の教育活動を想定しておりましたので、いつもこの辺、「学校の教育活動の」を入れるか入れないかで、議論がありました。

ですから、1行目の終わりの方に、「学校教育を中心に社会教育も視野にいれた」というような書き方で、その辺、説明はしたのですけれども、また、ご意見をいただけるのであればご意見いただいて、精査したいと思います。

委員長 では、はい、浅水委員。

浅水委員 教育目標については、学校教育目標というようにとらえていまして、私は今はこれでいいのかなと、思います。教育目標全体は、先ほどから、文章を変えてほしいということを強く言っているのではなく、やはり読む人がわかりやすいように、例えば保護者の方であるなら、保護者の方に伝わるようなメッセージがあるでしょうし、児童であれば、児童に伝わるようなメッセージがあるので、そういったことで、それぞれの役割が何をすべきなのかといったことをちゃんと伝えてほしいということを、メッセージとして言います。

そのことは、先ほど、教育長が取り入れられたので、その内容でよろしいかと思っています。

委員長 よろしいですか。
暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

本議案につきましては、なお調査・検討する必要があることから、継続審議といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(異 議 な し の 声 あ り)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、第2号議案「平成19年度稲城市教育委員会の教育目標について」は、継続審議といたします。

次に、日程第5・第3号議案「平成19年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を議題といたします。

本議案につきましては、人事案件ですので、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異 議 な し の 声 あ り)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、第3号議案は秘密会といたします。

本秘密会におきましては、関係者以外の方の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(傍 聴 者 と 関 係 者 以 外 の 職 員 は 退 席 を す る)

(これより 第3号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙

(これにて 第3号議案 秘密会は終了)

(傍 聴 者 と 職 員 が 入 室 を す る)

委員長 再開いたします。

これより、第3号議案「平成19年度稲城市立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

委員長 挙手全員であります。

従いまして、第3号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第6「報告事項」です。

本日の報告事項は、6件です。

まず、教育部長より、「平成19年度教育委員会の予算概要について」お願いいたします。

教育部長。

教育部長 それでは、私の方から、平成19年度の教育委員会の予算案の概要について申し上げます。

最初にお断りいたしますけれども、資料関係はございませんので、口頭でお話しさせていただきたいと思っております。

初めに、経過等を申し上げますと、昨年11月20日と12月18日、本教育委員会で教育委員会の各課予算要求の主要事項につきましてご協議をいただきまして、その後、市長に意見具申ということで、予算積算書を提出してございます。

各課のヒアリング、そして、当初、編成、予算政策会議等を経まして、平成19年1月24日付で平成19年度の当初予算の内示が各課に出ております。

本来ならば、概要につきまして、ペーパーでご用意するところでございますけれども、現在議案関係の説明、各理事者の方から議員会派の方にご説明をさせていただいているということでございますので、後日教育委員の皆さんには予算に伴う関係書類をご配付したいと、そのように考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

そういった関係で、市の予算の概要でございますけれども、一般会計等七つの特別会計で平成19年度の予算ですけれども、約489億960万円ということで、総体的にはプラス3.1%ということになっております。また、そのうちの教育費の関係につきましては、19年度が約40億7,634万円、平成18年度が39億639万円ということですので、微増というような状況かと思っております。

次に、市の予算の全体的な特徴を示した枠組みが、あるわけでございますけれども、大きく4点ほど整理させていただきますと、一つは、都市基盤整備に取り組む予算ということで、これは、南武線の連続立体交差事業あるいは土地区画整理事業の推進等でございます。

二つ目は、福祉、医療、教育の充実に取り組む予算ということで、私ども、教育委員会の関係では、義務教育施設の充実にということで、これは、計画的に進め

ております小学校の体育館大規模改修、さらには、平成19年度、第二小学校、第三小学校の体育館の工事、また、第七小学校の校舎増築工事も予定しておるところでございます。

指導室関係では、英語活動推進委託、小学校教育補助員の配置、そして、学校教育指導室に絡むのですけれども、通級指導学級の開設、これは向陽台小学校に行うわけですが、そういった関係、さらには耳鼻科校医の委嘱ということ盛り込んでおります。

また、生涯学習関係では、放課後子ども教室の支援事業、中央図書館の資料の充実、新文化センター業務関係の項目を整理されているところでございます。

次に、市民との触れ合いと協働に取り組む予算という枠組みの中では、校庭の芝生化事業、これは試行的に第六小学校を考えております。さらには、学校プール地区開放で、若葉台小学校を追加という状況になっております。

そして、安全と活力のあるまちづくりに取り組む予算の関係では、特に明記はしていませんけれども、昨年私どもはいろいろ、若葉台小学校のセーフティー指導員の配置とか、あるいはスクールガードリーダー巡回指導の実施、そして小学校の安全対策ということで防犯カメラとか、あるいはモニターつきのオートロック等を整備しておりますので、そういった予算が盛り込まれますが、継続的に実施していこうというようになろうかと思えます。

以上、概要でございますけれども、今後、第1回の議会の開会が2月26日ということで予定されております。予算案の審議が、3月に入りまして具体的に行われるかと思えますけれども、3月下旬には一定の方向づけがされ、新年度執行というようになろうかと思えます。

なお、今日は、お手元には、協議していただきましたけれども市全体の査定の結果では、見送り、という項目で、ここに事業が、いろいろな角度から検討はしていただきましたけれども、全般的な予算執行の中で検討され、査定の結果ということで、参考までに列記いたしましたものを配付させていただきます。

以上、私の方から、平成19年度の予算概要ということで報告させていただきました。

よろしく申し上げます。

委員長

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

いろいろとご苦勞をありがとうございます。教育費の方は、少し上回ったということでした。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、学校教育課長より、稲城市教育委員会ホームページの開設についてをお願いいたします。

学校教育課長

お手元に資料があることと思えますが、教育委員会ホームページの作成につい

てということでございます。

それと、それが終わりましたら続けて一部、報酬条例の改定がありますので、その関係の案を別に配付させていただきたいと思っておりますけれども、2件、続けて私の方に、説明をお願いさせていただきたいと思っております。

では、まず最初に教育委員会のホームページの作成についてでございますけれども、現在、稲城市の組織としては、教育委員会組織はページにあると思っておりますけれども、教育委員会そのものの内容についてのホームページは、まだ開設されておりません。それで、この市のホームページを所管しているところは、秘書広報課で所管しているのですが、そのホームページを作成するに当たって、その作成のプログラムが、既に導入されておりまして、項目等を入れると、自動的にホームページがだんだんできていくような、そういったシステムです。そこに、私どもの教育委員会の資料によって、市のホームページの中に教育委員会の内容を載せていくような形ができるということになりましたので、今回、ご報告をさせていただきます。

まず、その資料の最初に、教育委員会という大きな四角で囲ってありますけれども、そこから枝分かれして、稲城市の教育として、今回提案させていただいておりますけれども、平成19年度の教育目標、それから平成19年度の教育委員会の基本方針等、こういったものを入れていく。

また、教育委員会のしくみといたしまして、教育委員会の制度について、教育委員会の組織になっておりますが、教育委員さんの紹介というようなことになりかと思っておりますけれども、教育委員さんの氏名・任期・顔写真を紹介していきたいと思っております。

次に、教育委員会の審議案件ということで、平成19年度の審議案件の一覧表を載せるということです。

教育委員会の会議録といたしまして、今までは窓口でなければ見られなかったのですが、その会議録も第1回の定例会から入れたいと思っております。これも、PDFの形で掲載していくよう要請しております。平成19年度の会議録も順次入れます。

その下が、教育委員会を傍聴するにはどうしたらいいかというようなことで、そこに手続きの関係が書かれています。

この内容についてなのですが、この平成19年の4月から6月の間に、この内容については開設を予定しているのですが、教育委員会の定例会の議案や会議録などは、学校教育課の窓口でしか閲覧できなかったのですが、これを行うことによってうちのホームページからも閲覧できるようになってくることでございます。

また、検索システムまではいかないのですが、PDFで会議録を2年分掲載していくような形をとっていきたいと思っております。

それから、教育長、教育委員さんの紹介、教育目標なども、ホームページで掲載されて、見ていくことができるということにもなります。

現在ホームページに掲載されている中で、各学校もホームページを持っていま

す。そして、教育センターの方も持っているのですけれども、それぞれ学校は学校、教育センターは教育センターということで、それぞれの各ポジションで、各担当が更新作成していくような形になっていきます。

全庁的なものしか入れていませんけれども、ここを順にクリックすると、その中身に入っていけるような、そういうシステムというか、ホームページにつくられていくということでご理解いただければとおもいますけれども。

そういった形で、この少なくとも6月までには開設するという準備で、進めていきたいと考えています。

以上です。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

稲垣委員 ホームページの項目なのですけれども、「稲城市の教育」というところで、平成19年度教育目標というのと、平成19年度稲城市教育委員会の基本方針というように、片方の方には、「稲城市教育委員会の」という言葉を書いていますね。私も、もとはどうなっていたのかなと思っていましたのですけれども、どちらも、稲城市教育委員会からの教育目標であり、基本方針ですから、特別、「稲城市教育委員会の」という言葉を入れるのは、おかしいのではないかと思うのですが。

学校教育課長 わかりました。

ありがとうございます。そのように直させていただきます。

委員長 他にご質問ありませんでしょうか。

教育長 暫時休憩で。

委員長 暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 他にご質問等ございませんでしょうか

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

それでは二点目。

学校教育課長 別配付させていただきましたけれども、四角で囲ってある用紙ですけれども、稲城市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の案ということでお示しをさせていただいております。

この件について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

改正の内容については、そこに書いてあるように学校医と学校歯科医の報酬額について改正するものでございます。

この関係につきましては、大きくは、今まで、耳鼻科校医につきましては、条例上は、項目としてはございましたが、実際、実態は校医がおりませんで、学校で耳鼻科検診等については各自行うようにして、というのが実態でございます。それに当たりまして、医師会との話し合いの中で、耳鼻科の校医の委嘱に当たりまして、協議を進める中で学校医及び学校歯科医の報酬を5万円減額するというようなことで、一定の合意に至りまして今回改正を行うというものでございます。

その改正の内容なのですが、この案につきましては、昨年から教育委員会と医師会との協議の中で起こってきたのですが、その中で表にございます学校医の内科医の年額費でございますが、現行65万2,000円でございます。それを、今回、5万円、引き下げしまして、60万2,000円とするというものでございます。

また、この改定率としては、11.6%でございます。

次に、内科の下に眼科医がございまして、この眼科医、それから耳鼻科医、それから学校歯科医につきましては、43万2,000円でございます。それを5万円引き下げまして、38万2,000円というものでございます。改定率は11.6%でございます。

前後しますが、先ほどの内科医のところなのですが、65万2,000円の内訳なのですが、中に内科医の場合には、基本報酬として、43万2,000円というものがございまして、それと、主任手当22万円というものがございまして、それを合わせて65万2,000円になってございます。

そして、5万円の下げる意味としては、65万2,000円の中の基本報酬額の43万2,000円の部分について5万円下げるという意味合いで、60万2,000円ということになりました。

説明が前後してすみませんでした。そういう形で5万円を予定したいと考えております。

そして、この条例の施行は、平成19年4月1日から施行するという内容になってございます。

あわせて耳鼻科の校医につきましても、今回19年度から、校医をお願いしているということで委嘱をしていくという形になります。

現在、市内には耳鼻科のお医者さんは4軒ございまして、医師といたしましては5名いるということで医師会の方から伺っております。そういった先生方が、市内17校の校医として、市の方では、教育委員会の方で委嘱しまして、それぞれ分担していただくということになるかと思っております。

以上でございます。

委員長

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

長年の課題が少し解決できたということですね。

質疑等がございませんので、以上で質疑を終結いたします。

次に「野沢温泉村宿泊体験学習について」指導室長よりお願いいたします。

指導室長 先ほど、行政報告で教育長の方から説明がございましたので、重なるところもございますが、簡単にご報告を申し上げます。

野沢温泉村の宿泊体験学習につきましては、1月16日から2月2日にかけて、中学校の1、2年生の生徒が約1,200名、宿泊体験学習を実施したということです。

3泊4日の日程でスキー体験を中心には行いましたが、やはり民泊等もございましたので、村の人々との交流など、非常に子どもたちにとって印象深いものになったという報告を受けております。

先ほども教育長の行政報告の中にありましたように、多少けががございましたけれども、全体としては大変すばらしい宿泊体験学習になったと各学校から評価、報告も受けたところでございます。

今年をご承知のように初年度ということで、中学校は1、2年生合同ということでしたので、大変多くの人数がお世話になったわけですが、来年度からは中学校の1年生のみということで、それが、正規のパターンになっていくという形でございます。

最後に補足になりますが、あと、稲城第一中学校の心障学級などの生徒は、2月25日から2泊3日の予定で宿泊体験学習に、野沢にお世話になるということになっております。

以上報告です。

委員長 以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたらお願いいたします。

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「平成17年度稲城市立学校給食費滞納状況について」、学校給食共同調理場所長よりお願いします。

学校給食共同調理場所長 それでは、平成17年度の学校給食費滞納状況についてご報告いたします。

お配りしております平成17年度学校給食費決算報告を、まずご覧いただきたいと思っております。

これは、平成17年度学校給食費の収入と支出につきまして、監査をいただいた数値でございます。これにつきましては、12月30日に2名の監査委員さんに監査いただいて、それを集約したものでございます。

この数値につきましては、1月の23日に学校給食運営委員会がございまして、その席で改めて事務局に報告いたしております。

それから、2月1日の学校給食の、毎月出しておりますが、献立表の裏に同一のものを印刷してございます。

それから2月5日の校長会におきましても、これは次に載せています新聞報道について説明すると同時に、現在の状況についてご報告いたしたものでございます。

次に、2枚目でございます。

朝日新聞の1月31日付の多摩版ですけれども、給食費の滞納の一覧表が載りました。これによりますと、稲城市が未納者の割合が5.6%、滞納費が569万1,000円ということで、かなり高い未納率になってございます。

この5.6%と申しますのは、全対象者、児童・生徒対象者に対する未納者の割合でございます。同様に、給食費につきましては、調定額に対する未納費額をそのまま載せたものでございます。

そして、この調査は、文科省から東京都を通じて、稲城市への調査がありまして、その回答のニュース発表を東京都からしたものでございます。

この調査時点でございますけれども、この調査時点は、平成18年の3月31日現在、この時点での給食費の17年度未納者割合ということでございます。

以上はこの時点での説明でございますけれども、その後の状況について、推移をお話ししたいと思います。

また、現在、数字が推移しておりまして、一応、押さえている点が平成18年の12月31日、去年の12月31日現在ですけれども、未納者が、154人、それから未納額は422万8,935円ということですので、計算しますと、2.3%。繰り返しますと、364人の数値から154人に減ってきており、高いには高いのですけれども、おおむね半分程度。また、未納者率が5.6%から現在2.3%に減っているという状況でございます。

次に、現在の未納者に対する対策につきまして、簡単にお話ししておきたいと思えます。

まず、さかのぼりますけれども、学校を通じての督促状を行ったということと、それから10月に市報での給食費について案内をした。それから、その後なのですが、1月になりまして、電話による催促を行っております。それとあわせて、先ほど申し上げました校長会におきまして、学校への協力依頼をしたということです。

それから、2月に入りまして、戸別訪問を実施いたしております。

この、電話とそれから戸別訪問の結果、どのくらい入ったのかということについては、今、数値がまだ確定しておりませんので、また、時期を見て、その後の結果についてご案内したいというように思います。

それから、今後の状況対策なのですけれども、今申し上げた電話、学校への協力、戸別訪問は継続して実施してまいりたいと思えます。

特に戸別訪問につきましては、2月につきましては、昼間回ただけでございますので、やはり留守家庭が多かったりしますので、しかるべく時期に夜の戸別訪問はしたいというふうに思っております。

また、これは計画中なのですけれども、ある程度、日にちを設けて納入相談という形で、実態について、再度戸別の状況を把握したいというように思っております。

さらに、平成19年度に向かってなのですけれども、保護者と接する機会が余りないのですが、各学校で試食会というのをやっております。これは、特に小学校1年生の保護者向けの試食会なのですが、これは、初めて、我が子がどんな給食

を食べているのかという、そういう実体験をしながら、学校給食の考え方を、所長、栄養士、それから調理師ともども、いろいろお話を交換するという機会でありますので、こういった機会をとらえて私どもの給食費の考え方、それから、未納が及ぼす影響についてお話したいというように思っています。

また、これはもっと先の課題なのですが、法的手段について、どんなことが可能なのか、これは、専門家のご意見を伺いながら、今後も取り組んでいきたいと考えています。

平成17年度の学校給食費については以上でございます。

委員長 以上で学校給食共同調理場の報告が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。

浅水委員 未納になったときの支払いの受け付け方法はどのような状況、どのような方法があるのでしょうか。

委員長 所長、お願いします。

学校給食共同調理場所長 まず、現況をお話しします。現行では、給食費の納入方法については、口座振替が約96%、それからいわゆる金融機関で納付書で納める方法が4%です。それで、小学校1年生の入学説明会の際に、案内文書と口座振替書を交付して、その後は、特に手続を経ることなく、学年進行に従い、自動引き落としになります。それで、この自動引き落としにつきましては、過年度分は扱えないということで、改めて納付書をお渡しするような形になります。

納付書によるお子さんに対しては、毎年度ごとに納付書を送付するということですので、この方については、従来どおり、過年度分も含めて納付書をお送りするような形になります。

それから、訪問した際に、会えた場合なのですが、一応、支払い計画書というのを書いていただきまして、それをもとに分納の一覧表をつくっていただく。その際に、遅れてもいいから、とにかく毎月、幾らでもいいから入れてもらうという確約をとりますけれども、その際にも、千円、2千円の単位ではなくて、1カ月の給食費の単位でもって納付していただくような形になっています。

私どもは、これを一応、分納という言い方をしておりますけれども、納付書を改めてお作りしてお渡しするような形を考えております。

委員長 浅水委員どうぞ。

浅水委員 納付書ではどこで払えるのですか。

学校給食共同調理場所長 納付書は、指定金融機関と、市内の金融機関という枠組みで現行は推移しております。

委員長 浅水委員どうぞ。

浅水委員 給食費の問題については、2年ぐらい前から、稲城市の滞納状況についてご質問させていただいていて、その当時からどの程度改善をしたのか、どういう取り組みをされたのかというのが、この教育委員会に報告をされていません。

それで、定期的にその学校に行くような、そういうことは出たのですが、率として、2年前は幾つだったとか、来年どうで、今年どうなって、去年どうだったのか、今年どうなったのか、それは、なぜそうなったのかというのが報告がないのです、具体的に。

ですから、できれば、こういった重要な問題だとか、そのほかの問題もそうなのですが、教育委員会で指摘して、我々が発言した内容については、きちんとフォローアップの報告をしていただきたい。学校給食だけではないのですけれども。

あとは、そのときに、指定金融機関もそうなのですが、支払うつもりがなくて払わない、要は払いたくないという方々と、払いたいけれども払えない方々という二つの方がいらっちゃって、金銭的にゆとりがないという方々と、あとは、時間的にゆとりがない。要は、指定金融機関といっても、なかなか銀行に行くという時間がとれない、パートタイマーだと、自由に外には出られませんので。そのような方々に対して、受け取る工夫をしてほしい、というようなことも発言させていただいた気がします。

難しいことだと思いますが、例えば副校長先生がお残りの時間帯に、学校で受け付けていただくとか、教職員の方が現金を扱うというのは、僕は余り賛成はしないのですけれども、いろいろな面で方法というのがあるのかなと思っているのですけれども。

私の知り合いの中にも、払っていない方がいらっちゃったのですが、払わなかったのではなくて、払いに行けなかったということで、払いに行けなくても、特段、本人にせっぱ詰まった状況が起きないものですから、つつい後回しにしてしまう。いけないことだとはわかっているのですが、日々の生活に追われるのでつつい後回しにしてしまうというようなことで、最終的には、お払いいただいたみたいなのですけれども、なかなか難しいのかなということもあるのです。そんなことも含めて、払いたくない人はなぜ払いたくないのかということを考えていただいて、給食費問題というのは考えていただければ。

金額は、とても大きな金額でございますので、これは、税金で負担しているのではなくて、払っている人たちが負担しているということで、まず、行政側としてやるべきことをきちんとやっていくということは、常に考えていただきたい。皆さんが、訪問して受け取るというのも、それも、本来であればおかしな話なのです。仕組みとして、抜本的に改善ができるのであれば、何かアイデアを出しながら、みんなでやりたいというように思っています。私もいろいろな考えがあるので、そういう、もし、ワーキングを開くのであれば、参加をしたいと思います。

以上です。 意見です。

委員長 よろしいですか。
では所長お願いします。

学校給食共同調理場所長 給食費の納付状況につきましては、毎年度の、いわゆる単年度については、教育委員会に報告しておるのですけれども、ご指摘のとおり、時系列といいましようか、時間的推移については、特にお示ししたことはないように思います。

そういった意味で、見やすい形でできれば、それも検討していきたいと考えます。

それから、留守家庭を除いて、私、2月、何軒か訪問したのですが、給食制度について、特に、自らの意見を述べたという方はございませんで、やはり、忘れてたという方があるということ、それから未納の方の傾向としては、兄弟が多い、それが重なってきて、かなりの額になるということがあります。

それから、去年、この間もお話ししたと思うのですけれども、昨年度までは、学校を通じての督促につきましては、通知書だけだったのですけれども、今年度は、納付書も一緒に同封したということがありますので、それがどの程度効果を生んでいるのか、まだ検証をしていませんので、ご指摘にある件も踏まえながら、今後また、いい方法を考えていきたいというふうに思っています。

委員長 よろしいですか。
稲垣委員。

稲垣委員 もう一つお伺いしたいのですが、自動引き落としが90何%ということですよ。そうすると、自動引き落としで引き落とされなかった人が、結構いらっしやることになるのかなと思うのですけれども。

割合としては、振り込みの人が振り込まなかったということが多いのか、自動引き落としなのに残高不足のようなことで引き落とされなかったのかと、その辺はどうなのでしょう。

委員長 所長お願いします。

学校給食共同調理場所長 先ほどの利用率ということでご案内したのですけれども、では、未納者がこの割合のうち何%かというのは、特に出してございません。

ただ、口座振替の方については、残高不足ということで、引き落とされずに、翌月の分と一緒に入金があれば落ちるという形ですので、どちらかというとな納付書の方の方が未納者が多いという印象です。

ただ、具体的に数値を出していませんので、何とも言えないのですが、電話でのやりとりの中で、まだ未納なのだけれどもというお話を、口座振替なのだけれども、預金に入れていなくてという例を散見しております。

それで、一般的な傾向ではないのですけれども、給食費については、一般の公共料金とは別に通帳を設けていらっしやる方が何名かいらっしやる。ですから、

その際には、残高不足ということになれば、即、未納というふうになってしまうという電話でのやりとりは一部聞いています。 以上です。

委員長 はい。
他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、「稲城市立図書館障がい者サービス実施要綱について」、「稲城市立図書館パソコン点訳システム利用実施要綱について」の2件を、図書館副参事よりお願いします。

図書館副参事 稲城市立図書館障がい者サービス実施要綱とパソコン点訳システムの利用実施要綱について報告いたします。

現在、図書館では、視覚障がい者を中心に録音図書の作成、録音図書の貸出し等のサービスを実施していますが、要綱としてはまとめられていません。

決裁の形では、こういう形でやりますという規定はありますが、要綱になっていません。

中央図書館ができて、対面朗読等のサービスの充実も図っていく予定ですので、この機会に、障がい者サービス実施要綱を策定して、今後は要綱に基づいた障がい者サービスを実施していきたいと思っています。

それで、実施要綱では、目的、利用資格及び登録、障がい者サービスの種類と内容、資料を音訳とか点訳する資料変換者について規定しています。

現在、ここで規定しておりますものは、ほとんどやっているのですけれども、対面朗読と宅配サービスというものが、新たに加わりました。

それから、点訳システムの利用実施要綱ですが、中央図書館に新たにパソコン点訳システムが設置されましたので、市民の方にも使っていただくために、その目的と、パソコン点訳システムの特性、それから、利用対象、利用コストについて規定しています。

今やっていることをまとめるということと、新たにスタートしたサービスを要綱としてまとめて、図書館のサービスの一つの柱として、これから実施していきたいと思います。

以上です。

委員長 以上で図書館の報告が終わりました。
質疑等ございましたらお願いいたします。

教育長 暫時休憩してください。

委員長 暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

委員長 再開いたします。

浅水委員。

浅水委員 障がい者用資料の作成に関してですが、著作権の扱いはどうなっていますか。

委員長 図書館副参事、お願いします。

図書館副参事 図書を点訳する場合は、著作権者に許諾を求める必要はありません。

図書を音訳し、録音図書を作成する場合は、著作権者の許諾が必要です。この場合、録音図書の利用対象と利用は無料であることを条件に許諾の依頼をし、許諾の得られたものを音訳します

委員長 よろしいでしょうか。

はい、稲垣委員。

稲垣委員 非常に素晴らしいサービスだと思います。

これを推進していくには、また、人手のこともあると思うのですが、対面朗読とか、そういうためのボランティアさんか何かの登録があるのでしょうか。

委員長 副参事、お願いします。

図書館副参事 ボランティアの方が、現在、対面朗読という形ではないのですが、音訳者ということで、12の方が登録して、毎年研修を図書館で実施しております。

稲垣委員 わかりました。

ありがとうございます。

委員長 よろしいですか。

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

教育長 すみません。先ほどの、給食費の未納の問題の件なのですが、つけ加えをさせていただきます。

委員長 はい、どうぞ。

教育長 それは、先日、市P連の皆様と学校訪問をしました折に、このことが話題になりまして、市P連といたしましても、この1点については、やはり保護者という立場で一生懸命、各学校においても意見交換等含めて取り組んでいってくださるというようなことを話しておりましたので、ご報告しておきます。

委員長 ご報告ありがとうございます。

それでは質疑がないので終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。

(午前11時50分閉会)